

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
12月8日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………三
 - 保安林の指定(森林整備課)……………六
 - 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………六
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………七
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………八
 - 県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………三
 - 公共測量の実施(監理課)……………四
 - 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築指導課)……………四
- 雑報
 - 県報の正誤(平成二十七年十二月一日山口県報)……………四

山口県告示第四百四十一号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月八日から同月二十八日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 長州産業株式会社
住 所 山陽小野田市大字山野井三七四〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 長州産業株式会社本社・工場
所在地 山陽小野田市大字山野井三七四〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り の 使用 方法
六二一水	(N _m ³ /分) 一〇〇	平成二八、 一、五	平成二八、 二、二六	平成二八、 三、一	連 続 二四時間 変動なし
六五	(枚/時) 二、〇〇〇	〃	〃	〃	断 続 五時間 〃
〃	(枚/時) 一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
〃	(枚/時) 〇、八三	〃	〃	〃	〃

備考 「六二一水」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十二号の非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

分解施設	種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)							
		処理後	処理前	通常	最大	通常	最大						
〃	〃	〃	三・八	七〇・三	二〇〇・七	九・二八	〇・三	〃	〃	〃	五・六	〃	一八・七
〃	〃	〃	八・二	二九三	二	二・四	一三・二五	〇・三七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八・二	二九三	二	二・四	一三・二五	〇・三七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	八・二	二九三	二	二・四	一三・二五	〇・三七	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
								年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
鉄製・ポリエチレン製・ステンレス	鉄製	強化プラスチック製・ステンレス	四五〇	凝集沈殿	断続	六時間	変動なし	(既)		(既)		(設)	
砂ろ過・活性炭吸着・PH調整	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(既)		(既)		(設)	

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通常	最大	通常	最大
〃	七	二	〇・一	〇・一
〃	二	一	〇・九	〇・九
〃	四	一	二六・五	二六・五
六五	九・六	〃	一五七	一五七
六二一ホ	七・四	一六	二	三

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

排水処理施設		凝集沈殿施設	
処理後	処理前	処理後	処理前
七・四	七・六	七・三	六・一
〃	〃	八・六	七・五
八・三	五二・一	一〇二・三	一四六・一
九・二	五七・六	一〇二・三	一四六・一
六・一	一・三	一・七	八四・三
二〇・四	四・四	二・六	一三二・八
〇・九九	五・五二	九・三九	五・六二
一・七一	九・五二	二二・三三	七・三二
〇・〇六	〇・二八	〇・〇八	一・五二
〇・二二	〇・六二	〇・二二	二・三五
〃	四・七	〃	四・六
〃	三〇四・七	〃	一四八・三
〃	三四四・七	〃	二二九・七

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・四	八・五	一〇・一	三四一・九
			三九二・七

山口県告示第四百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年十二月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 長州産業株式会社
住 所 山陽小野田市大字山野井三七四〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 長州産業株式会社本社・工場
所在地 山陽小野田市大字山野井三七四〇番地
- 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設
四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

分 解 施 設			種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)				
処理後	処理前		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大			
	変更前	変更後									変更前		
	六・三	三・八	一	二	八	八	二	二	八	二	八	七	一七・四
	八	六	二	三	八	八	二	二	八	二	八	七	一八・七
	六・三	三・八	一	二	八	八	二	二	八	二	八	七	一七・四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
変更後	変更前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
八・九	八・六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八・二	八・三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五・九	五・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五・八	五・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一・八	一・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃
七	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三・九	三・九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六五	六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 3 排水口		排水口	
変更後	変更前	項目	
七・四	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
八・五	八・六		
一〇・一	一三・六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
二二	一四・九		
六・五	一六	通 常 最 大	浮遊物質 (mg/l)
二〇・一	一九・八		
四・九九	六・〇二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
七・五四	七・一		
〇・六一	〇・八	通 常 最 大	燐素 (mg/l)
〇・九二	—		
四・一	三・五	通 常 最 大	ふっ素 (mg/l)
三四一・九	二五一・二		
三九二・七	三八六・一	排水の一日当たりの量 (m ³)	

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排水処理施設		凝集沈殿施設		排水ろ過施設			
処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・四	六・九	七・六	七	七・三	六・八	六・一	五・六
〃	〃	〃	〃	〃	八・六	〃	七・五
八・三	一一・七	五二・一	七三・二	一〇二・三	一五六・二	一四六・二	二二三・一
九・二	一二・四	五七・六	七七・三	一〇二・三	一六四・六	一四六・二	二三五・一
六・一	一七・一	一・三	三・七	一・七	七	八四・三	三五〇・三
二〇・四	二〇・一	四・四	一一・一	二・六	一三・五	二二・八	六七四・二
〇・九九	〇・五四	五・五二	三・〇二	九・三九	四・四九	五・六二	二・六九
一・七一	一・〇九	九・五二	六・〇三	二二・三三	七・六九	七・三二	四・六
〇・〇六	〇・〇五	〇・二八	〇・二七	〇・〇八	〇・〇五	一・五二	一・〇七
〇・二二	〇・二	〇・六二	一・〇一	〇・二二	〇・一四	二・三五	二・八五
四・七	四	四・七	四	四・六	一・六	四・六	一・六
三〇四・七	二二四	三〇四・七	二二四	一四八・三	九六・八	一四八・三	九六・八
三四四・七	三三八・一	三四四・七	三三八・一	二二九・七	一六〇	二二九・七	一六〇

山口県告示第四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字日の原一〇七七、字日ノ原一〇七九、一〇八四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字天尾一六六から一七一まで、一七二の一、一七二の二、一七五から一七八まで、字天王七七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字天尾一六六から一六八まで・一七二の二・字天王七七八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字長小野中山一八八七の一、一八八七の五から一八八七の二一まで、字大迫一八八七の二、一八八七の四、一八八九、一八九一から一八九三まで、一八九五、一八九九から一九〇二まで、一九〇四、一九〇五、字本田一九〇一の一から一九〇一の四まで、一九〇一の六から一九〇一の九まで、一九〇一の二から一九〇一の二〇まで、一九〇一の二三から一九〇一の二五まで、一九〇一の二七から一九〇一の三〇まで、一九〇一の三三、一九〇一の三四から一九〇一の四五まで、二五三七、二五三八、字上本田一九〇七、一九〇八、一九〇九の一、一九〇九の二、一九一〇、一九一一、一九一二の一、一九一三の一、一九一四、一九一七から一九一九まで、一九二〇の一、字下本田一九二二から一九二四まで、一九二六、一九二八、一九二九、字コノ浴一九四四の三から一九四四の七まで、一九四四の五四から一九四四の七二まで、一九四四の八四から一九四四の九七まで、一九四四の九九、一九四四の一〇〇、一九四四の一〇三、一九四四の一〇五、一九四四の一〇六、字新田二一七柳井市余田字妙見原一六四の一、一九五の三、一九五の四、一九五の七、二〇四の三、二〇四の五、二〇四の七、二〇四の九、二〇四の一、二〇四の二三、二〇四の一七、二〇四の一九から二〇四の二一まで、二〇四の二五、四七三、四七五、四七六、四七八、字有木迫二〇六の一、二〇六の二、二〇七、二〇八の一、二〇八の三、字現明二五の一、二五の五、二二六の一、二二七の一、二二七の三、字石亀二一八の一、二一八の二、二一九の一、二一九の二、二二二の一、二二二の二、四二六の一、四二七、一〇五一の一、一〇五一の三、字三反田三三一、字八通二三一の一、二三一

の二、二三二の九、二三二の一〇、二三二の二三、二三二の二四、二三二の一八、二三二の二〇から二三二の二五まで、四三三、新庄字後山五九四の一・五九四の六三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、柳井字胡麻田二四一八の一、二四一八の二、五七五四、五七五五

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市菊川町大字貫飯字鳴滝留孫四〇七の一から四〇七の六まで、四〇七の八から四〇七の二〇まで、四〇七の一七から四〇七の二二まで、四〇七の二四から四〇七の二七まで、四〇七の三一から四〇七の三四まで、字平坊四〇七の二九、四〇七の三〇、四三三、四三六、字コノ四三三の一、四三三の二、四三三、字滝ノ下四三五の一から四三五の七まで、字一ヶ迫四三七、四三八、四三九の一、四三九の二、四四〇、字井手ノ上四四一、四四二の一、四四二の二、字松山四四三の一、四四三の二、字藪ノ内四四五の一から四四五の五まで

萩市大字上田万字大埴東平二二七の一(次の図に示す部分に限る。)、二二七の九、字大埴西平二二七の二、二二七の一(次の図に示す部分に限る。)、字右ヶ浴二二三、二二四、二二八、二二九、二二五、二二六、九四六の一、九四七、九九一、字右ヶ浴東平二六〇の二、字右ヶ浴西平二六〇の三、字古森四四九の一、四五一の一、四五四の一、四五五の一(次の図に示す部分に限る。)、字上大埴四六一、四六一、四六三の一(次の図に示す部分に限る。)、四六三の二、四六三の四、四六四、四六五の一、四六六、四六七、四六八の一、四六九、四七〇の一、四七一の一、四七一の三、四七二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



(三四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス防府植松店

所在地 防府市大字植松八三一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 代表者の氏名 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

氏名又は名称 住所 代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十八年七月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、七〇四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 五九台

(二) 駐輪場の収容台数
 一〇台

(三) 荷さばき施設の面積
 二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
 九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社コスモス薬品 午前一〇時 午後一〇時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後十時三十分まで
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日
 平成二十七年十一月二十七日

(三五五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十二月八日から平成二十八年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ロース	宇部市常盤町二丁目七番二号	宇部市中央町一丁目七番二六号

四 届出年月日
 平成二十七年十一月十六日

五 変更年月日
 平成二十六年三月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社スイートガーデン	清水 元	富川 俊昭
	株式会社タカキリテイルオペレーション	関口 敏治	大内 一弘

四 届出年月日

<p>五 変更年月日 平成二十六年四月一日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>	
<p>四 届出年月日 平成二十七年十一月十六日 変更年月日 平成二十六年五月三十一日</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要</p>		<p>三 変更に係る事項の概要</p>	
<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>	
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>	
<p>変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社 マツオインターナショナル株式会社</p>		<p>変更 変更前 変更後</p>	
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社 マツオインターナショナル株式会社</p>		<p>変更 変更前 変更後</p>	

<p>五 変更年月日 平成二十六年六月一日</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>	
<p>四 届出年月日 平成二十七年十一月十六日</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要</p>		<p>三 変更に係る事項の概要</p>	
<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社イズミ 住所 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 代表者の氏名 山西 泰明</p>	
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一</p>	
<p>変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社 マツオインターナショナル株式会社</p>		<p>変更 変更前 変更後</p>	
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社 マツオインターナショナル株式会社</p>		<p>変更 変更前 変更後</p>	

五 変更年月日
平成二十六年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラ	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	宇部市大字上宇部一五四〇の四	宇部市明神町三丁目一番一号	

四 届出年月日
平成二十七年十一月十六日
五 変更年月日
平成二十七年三月二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社竹田園芸	変 更 前	変 更 後
--------------------------------------	----------	-------	-------

四 届出年月日
平成二十七年十一月十六日

五 変更年月日
平成二十七年四月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ビュー	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	小倉 久明	牧口 弘二	

四 届出年月日
平成二十七年十一月十六日
五 変更年月日
平成二十七年六月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	地球文化屋株式会社	変 更 前	変 更 後
--------------------------------------	-----------	-------	-------

四 届出年月日

五 平成二十七年十一月十六日
 変更年月日
 平成二十七年六月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社デリカブランニン グ・カネムラ	—

四 届出年月日
 平成二十七年十一月十六日
 変更年月日
 平成二十七年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社アニー	—

四 届出年月日

五 平成二十七年十一月十六日
 変更年月日
 平成二十七年八月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	イトキン株式会社	—

四 届出年月日
 平成二十七年十一月十六日
 変更年月日
 平成二十七年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社クロスカンパニー	株式会社クロスカンパニー

一一

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所										大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称									
株式会社ジャックコーポレ ーション	株式会社ハニーズ	株式会社フタタ	株式会社CHELSEA New York	株式会社大創産業	株式会社天翔	株式会社アップスイング	株式会社F・O・インター ナショナル	株式会社クロスカンパニ ー	有限会社クリーテイクリエ ーション	有限会社AFG	株式会社ヨネザワ	株式会社ジャックコーポレ ーション	株式会社ハニーズ	株式会社フタタ	株式会社CHELSEA New York	株式会社大創産業	株式会社天翔	株式会社アップスイン グ	株式会社F・O・イン ターナショナル
石川県金沢市久安二 の三三五	福島県いわき市鹿島 町走熊二七の一	福岡市中央区天神三 丁目一番一号	石川県金沢市上安原 南九八の二	広島県東広島市西条 吉行東一丁目四番一 四号	福岡県大野城市御笠 川五丁目六番一七号	鹿児島市東谷山四丁 目三一番一一号	神戸市中央区三宮二 丁目四番一号	岡山市北区幸町二番 八号	有限会社クリーテイク リエーション	有限会社AFG	株式会社ヨネザワ	株式会社ジャック コーポレーション	株式会社ハニーズ	株式会社フタタ	株式会社CHELSEA New York	株式会社大創産業	株式会社天翔	株式会社アップス イング	株式会社F・O・イ ンターナショナル

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名										大規模小売店舗の名称及び所在地											
株式会社ヨネザワ	有限会社AFG	有限会社クリーテイク リエーション	株式会社F・O・イン ターナショナル	株式会社アップスイン グ	株式会社天翔	株式会社大創産業	株式会社CHELSEA New York	株式会社フタタ	株式会社ハニーズ	株式会社ジャックコー ポレーション	株式会社ヨネザワ	有限会社AFG	有限会社クリーテイク リエーション	株式会社F・O・イン ターナショナル	株式会社アップスイン グ	株式会社天翔	株式会社大創産業	株式会社CHELSEA New York	株式会社フタタ		
熊本市中央区水前寺 六丁目一番三八号	下関市彦島向井町一 丁目五番一一号	広島市安佐北区三入 東二丁目三四番一三 号	石川 康晴	小野 行由	鈴木 康祐	平 茂美	矢野 博文	北方 康弘	本田 忠之	江尻 義久	武田 末男	米澤 房朝	芦辺恵美子	河野 豊	大規模小売店舗の名称及び所在地	ゆめタウン山口	山口市大内御堀一三〇九の一	届出年月日	平成二十七年十一月十六日	変更年月日	平成二十七年九月十日

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営七見地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年十二月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(三五七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

宇部市床波五丁目

三 作業の期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月三十一日まで

(三五八) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十七年十二月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

平成二十七年十二月八日印刷
平成二十七年十二月八日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変	更	後	変	更	前
東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号 横浜市中区尾上町四番五七号			東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号		

三 変更年月日
平成二十七年十二月一日



正 誤

平成二十七年十二月一日山口県報

ページ	段	行	誤	正
二	下	左から 六	(三四七) 国土調査	(三四八) 国土調査
三	上	左から 二二	(三四八) 大規模小売店舗立地法	(三四九) 大規模小売店舗立地法
〃	〃	左から 九	(三四九) 大規模小売店舗立地法	(三五〇) 大規模小売店舗立地法
〃	下	五	(三五〇) 県営歌野川地区農村地域防災減災事業計画書	(三五〇) 県営歌野川地区農村地域防災減災事業計画書